**型式認定申請時の提出物について**

適用日：平成２９年１２月２２日

1.　型式認定申請時には、以下のものが必要となります。

　　・型式認定申請書

・試験結果報告書

・切断見本

・商品の箱（1個）

・取扱い説明書

・商品写真

・素材証明書

2.　上記提出物のうち、試験結果報告書には、以下の試験項目及び試験結果が含まれている必要があります。なお、試験結果報告書は、公的試験機関で発行されたもののコピーを提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 試験項目 | 摘　　　要 |
| 耐衝撃性 | 必須項目 |
| 耐圧迫性 | 必須項目 |
| 表底のはく離抵抗 | 必須項目 |
| 甲被の物理的性能 | 必須項目　（第８条該当者は自社データでも可） |
| 甲被の厚さ | 必須項目　（第８条該当者は自社データでも可） |
| 先しん寸法 | 必須項目　（第８条該当者は自社データでも可） |
| 表底の厚さ | 必須項目　（第８条該当者は自社データでも可） |
| 表底の物理的性能 | 必須項目　（第８条該当者は自社データでも可） |
| かかと部の衝撃エネルギー吸収性 | 付加的性能項目 |
| 耐滑性 | 付加的性能項目 |
| 耐踏抜き性 | 付加的性能項目 |
| 静電気帯電防止性 | 付加的性能項目 |
| 漏れ防止性 | 付加的性能項目 |

表中の（第８条該当者は自社データでも可）とは、プロテクティブスニーカーに係る型式認定業務要領の第8条により、**ＪＩＳ認証登録している会社に限り、自社試験データを公的試験機関の試験結果報告書に置き換えることができる**ということであります。

従って、単に製品性能以外の試験は自社試験で良いということではなく、JIS T 8101のＪＩＳ認証登録をしていることが必要となります。JIS認証登録をしていない場合には、試験機を保有していても自社試験データは無効となります。

（申請者による性能確認試験）

**第8条**　型式認定を受けようとする者は、別表2に掲げる型式認定基準に基づき、公的試験機関による試験を行い、その試験報告書（写）を協会に提出しなければならない。

　**2**　型式認定を受けようとする者の保有する工場がJIS T 8101（安全靴）の日本工業規格表示認定を受けている場合、型式認定を受けようとする者は、別表2の「製品性能」以外の試験項目について社内試験成績書をもって代用することができる。

この場合、JIS T 8101（安全靴）の日本工業規格の表示認定書（写）を協会に提出しなければならない。

公益社団法人　日本保安用品協会